

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年1月まで

社会保険事務所に昭和37年3月から38年1月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和37年3月ごろ、A町からB市に転入し、B市にあるC社に臨時職員として入社した。臨時のため、厚生年金保険には加入していなかったため、妻と二人分の国民年金保険料をB市役所に納金した。妻と一緒に市役所窓口を持って行って掛けて来たのに、私だけ記録が無いのはおかしいと思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と比較的短期間である上、一緒に納付したとする申立人の妻は申立期間について国民年金保険料の納付記録がある。

また、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月ごろ連番で払い出されており、国民年金制度発足時にA町において夫婦同時に加入手続をしたものと推認され、同町在住時の11か月は国民年金保険料を夫婦共に納付しているなど納付意識は高かったものと推認できる。

さらに、申立期間において申立人は国民年金に未加入となっているが、昭和37年3月に資格喪失する要因が無い上、申立人の妻も同月に任意加入被保険者として資格取得しているが、本来は申立人が未加入又は国民年金被保険者である場合、申立人の妻は強制加入被保険者となるものであり、不自然な記録となっている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の妻の任意加入被保険者としての加入期間は、当初、昭和37年3月1日から38年4月15日までであ

ったものが、平成2年に二つの厚生年金保険被保険者期間が見付かり、国民年金被保険者期間の訂正、国民年金保険料の還付等の手続が行われているにもかかわらず、B市の電磁記録には還付対象期間に係る納付等の記録は無く、B市及び社会保険事務所における記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。なお、当該申立人の妻の国民年金の資格喪失が、2度目の厚生年金保険(加入期間昭和38年3月1日から同年6月1日まで)の始期ではなく、加入期間の途中(昭和38年4月5日)となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月から30年4月まで  
② 昭和30年5月から32年8月まで  
③ 昭和32年9月から34年10月まで  
④ 昭和34年11月から36年5月まで

昭和26年8月ごろにA社に採用され、30年4月ごろまで勤務した。

B社には、昭和30年5月ごろから32年8月ごろまで勤務した。当時、子供が病気の時健康保険証を使用した記憶がある。

C社に昭和32年9月ごろから34年10月ごろまで勤務した。

D社については、旋盤工の腕を買われ昭和34年11月ごろ再入社し、36年5月ごろまで勤務した。

申立期間について、勤務期間や勤めた順序ははっきりしないが、旋盤工として働いていた申立期間の約10年間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所が保管する申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当時の名簿が昭和28年の火災により焼失したため、その後再作成されたものであるが、当該名簿に申立人の名前は無い。また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が申立期間④に係る事業所において最初に厚生年金保険の資格を取得した22年6月18日から26年7月1日までの期間が記録されてい

るが、申立期間①に係る記録は無い。

また、申立ての事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 28 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、さらに、54 年 12 月に解散しており、当時の経営者等の所在も不明であるため、申立ての事業所における勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、念のため社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、申立ての事業所は、社会保険事務所の記録によると、平成 14 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、さらに、同月に破産宣告を受けており、当時の経営者等の所在も不明であるため、申立ての事業所における勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 申立期間③について、社会保険事務所の記録によれば、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 11 月 2 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立ての事業所は、社会保険事務所の記録によると、平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、さらに、当時の経営者等の所在も不明であるため、申立ての事業所における勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 申立期間④について、社会保険事務所が保管する申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、申立ての事業所では、当時の資料等が保存されていないため、雇用関係については不明とし、当時在職していた退職者に確認をしたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の在職は確認できなかったとしている。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から 36 年 4 月まで  
② 昭和 36 年 7 月から同年 10 月まで

父親とA町などで山師をし、B町に転居してからC社に勤めたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

勤めていた時期は申立期間①だと思うが、D社に勤めた後の申立期間②かもしれないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の弟の「私が昭和 36 年 2 月下旬にC社の入社試験を受けたとき、父と兄が住んでいたA町の家泊まった」との供述や、申立人の「私も父もB町に移ってから工場勤めを始めたが、父は私と同じか少し後から別の工場（昭和 36 年 9 月 14 日資格取得）に勤め始めた」との供述から、A町で山師をしていた時期と推察され、記憶の混同とみられる。

2 申立期間②については、昭和 36 年 7 月 31 日からC社での厚生年金保険の加入記録がある同僚の「申立人とは一緒にC社に面接に行ったような気がする。当時、申立人はB町の私の家の近所に住んでおり、一緒にバス通勤をしていた」との供述や、C社から提出された「健康保険台帳」に申立人の名前と資格取得日欄に昭和 36 年 7 月 31 日との記載があることから、同日から同年 10 月 6 日にE社で厚生年金保険の資格を取得するまでの間に、C社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該健康保険台帳に、申立人と同様、資格取得日欄に昭和 36 年 7 月 31 日と記載されている他の 4 人には厚生年金保険及び健康保険の記号番号が記載されており、これらは社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払

出簿の記号番号とも一致しているが、申立人にはこれらの記号番号が記載されておらず、被保険者名簿にも申立人の記録は無い。

また、当該健康保険台帳に、申立人と同様、これらの記号番号が記載されていない者が別に1人いるが、この者も被保険者名簿に記録が無い。

なお、これら4人の記号番号の払出日が昭和36年9月18日であることから、この時点で申立人はC社に在籍していなかったため、事業主から厚生年金保険の資格取得届が出されなかったものと考えられる。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するC社の被保険者名簿のいずれの申立期間についても健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、C社は、健康保険台帳以外の関連資料は残っておらず、当時の雇用形態や厚生年金保険の加入状況については不明としており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年ごろから 47 年 8 月まで

昭和 46 年ごろから A 社で運転手として自動車の部品の運搬作業をしていた。しかし、社会保険事務所では、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとしている。一緒に働いていた同僚は A 社での厚生年金保険と厚生年金基金の加入記録があると聞いている。調査して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の回答及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間の一部である昭和 47 年 6 月 5 日から同年 8 月 24 日までの期間に申立ての事業所に在籍していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所における申立期間前後の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立ての事業所が昭和 44 年から加入している厚生年金基金に照会したところ、44 年の基金設立当初からの関係資料を保存しているが、申立人に係る記録は無いとしている。

加えて、申立人は、昭和 44 年 5 月 1 日に国民年金に加入しており、47 年 9 月までの被保険者期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、20 歳ぐらいの時に関西の運送会社を辞めて実家に帰り、地元の自動車整備工場に整備見習いとして勤務した。平成 20 年 5 月ごろ、社会保険事務所に行った時、申立ての事業所での厚生年金保険の記録が無いとされたが納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の同僚の名前及び業務内容等を詳細に記憶していること並びに同僚の供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の厚生年金保険被保険者原票の昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 1 月 4 日までの期間の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人が記憶する同僚については、申立ての事業所において昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 19 日まで厚生年金保険の加入記録が確認できるが、「実際の勤務は半年以上前からで、すぐには資格取得がされていなかった」と供述し、別の同僚からも、「資格取得は勤務して 3 か月ぐらいたってからだったと思う」との供述が得られている。

加えて、これら同僚の供述による当時在籍していたとみられる従業員についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない者が申立人の他に 2 名存在する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から同年 12 月まで

私は、昭和 36 年 3 月、高校卒業と同時に A 社に入社した。しかし、社会保険庁の記録では、37 年 1 月 5 日が資格取得日となっており、申立期間の記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 37 年 1 月 5 日資格取得、同年 10 月 1 日資格喪失と記録されていることが確認できる。

また、申立ての事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、昭和 37 年 1 月 5 日資格取得、同年 10 月 1 日資格喪失として届け出されていることが確認でき、これらの記録は一致している。

### 2 社会保険事務所が保管する申立ての事業所の被保険者名簿の申立人の前後に記載されている被保険者のうち 12 名について資格取得年月日の訂正が行われているが、申立ての事業所から提出された資格取得年月日の訂正届により、当初、昭和 35 年 5 月から同年 12 月の間に資格取得している 8 人について 36 年 2 月に訂正届が提出され、それぞれ 1 か月から 6 か月 遡<sup>さかのぼ</sup>った日付が資格取得日とされ、37 年 1 月から同年 10 月の間に資格取得している 4 人については 38 年 1 月の訂正届の提出により、それぞれ 2 か月から 4 か月 遡<sup>さかのぼ</sup>った日付が資格取得日とされていることが確認でき、これらの訂正届の記載と被保険者名簿の訂正記録は一致している。

このうち、申立ての事業所から提出された昭和 38 年 1 月の訂正届には、申立人と申立人が記憶する同僚の名前が連続して記載され、当初の資格取得日である 37 年 1 月 5 日を 36 年 11 月 21 日に訂正する旨の記載があるが、申立人の欄は二重線で抹消されていることが確認できる。

- 3 資格取得年月日の訂正が行われている 12 人については、いずれも訂正届出日において同事業所に在籍している者であることが確認できる一方、申立人については昭和 37 年 10 月 1 日に資格喪失しており、訂正届が提出された 38 年 1 月時点では申立ての事業所に在籍していなかったものと考えられる。また、資格取得年月日を<sup>さかのぼ</sup>遡って訂正した場合、厚生年金保険料も<sup>さかのぼ</sup>遡って納付する必要があると思われるが、当該保険料を事業主と従業員で折半して負担する必要があることを踏まえると、在職者については保険料の徴収が可能であるが、申立人の場合、すでに退職していたため、保険料の徴収ができないことから、資格取得日の訂正の対象者から除かれたと考えるのが自然である。
- 4 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事業所でも当時の資格取得日訂正の事務処理や保険料の徴収の詳細については不明としており、申立人の記憶する同僚からも当時の保険料の徴収等についての供述も得られず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 39 年 12 月まで  
② 昭和 40 年から 42 年まで  
③ 昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで

それぞれ、新聞広告の募集を見るなどして就職した勤務先であり、いずれも勤務期間中は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したとするAが厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、社会保険事務所が有する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格得喪については、昭和 34 年 11 月 15 日に資格取得、36 年 2 月 1 日に資格喪失、同年 9 月 5 日に資格取得、37 年 1 月 1 日に資格喪失と記載されており、申立期間に係る記録は無い。また、同名簿上、申立期間における健康保険の番号には欠番が無い。

さらに、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の記憶を手がかりに商業登記簿を調査したが、申立人が勤務したとする事業所に関する商業登記簿上の記録は無く、当時の状況を聴取することができる関係者が見当たらない。

加えて、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 2 申立期間②について

申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、申立てに係るBは、昭和41年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているので、申立期間のうち40年から41年7月までの間に申立人が厚生年金保険被保険者であったとは考えられない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したとする事業所が厚生年金保険の適用事業所（昭和41年8月1日新規適用）であることは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では、申立てに係る事業所における申立人の記録は無い。

加えて、申立てに係る事業所は名称変更を経て現存しているが、申立内容について照会したところ、「申立当時の関係書類は残っておらず、当時の事情が分かる者もないので何も答えられない。」との回答であり、申立人の資格取得届出、保険料納付について確認ができない。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 3 申立期間③について

申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したとするCが厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、社会保険事務所が有する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の資格得喪については、昭和48年6月1日に資格取得、同年6月24日に資格喪失と記載されており、申立期間に係る記録は無い。

さらに、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿も閉鎖されている。商業登記簿上の元代表者に照会したが連絡がつかない。このため、当時の状況を聴取することができる関係者が見当たらない。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 48 年 2 月 1 日まで

私は、旧知の間柄であったA社B支店長の誘いで、昭和44年12月より当該事業所に勤務した。入社時の条件は、交通費支給、社会保険加入、歩合給であったので、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。A社C本社での記録調査を徹底してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が加入していた健康保険組合が保管している健康保険加入員台帳では、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できるものの、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は無い上、当該事業所が加入していた厚生年金基金の記録でも、申立人は申立期間について厚生年金基金の加入員ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は「申立期間当時、歩合外務員の厚生年金保険適用は任意加入制度であり、申立人が厚生年金保険に加入していた経緯は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人の提示した当時の支店長は申立期間について厚生年金保険の記録があることが確認できたが、当該支店長は既に死亡しており申立人の厚生年金保険加入に関する経緯は聴取できず、申立人が提示した同僚5人のうち、2人は申立期間後に勤務した別の事業所での同僚であり、他の1人は「申立人が証券外務員をしていたころの客だったので、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しており、残りの2人は当該事業所の厚生年金被保険者であったことが確認できたものの2人共に既に死亡しており、申立人の厚生年金保険加入状況について聴取はできなかった。

加えて、申立人は給与明細書等厚生年金保険料が控除されていることを確認できる書類を所持しておらず、厚生年金保険料の金額も覚えていない。

このほか、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。